



労災による待期期間の休業補償

業務災害や通勤災害による病気やけがの療養のために働けず、賃金がもらえない場合は、休み始めて4日目以降は、1日につき平均賃金の80%が労災保険から補償されます。
では、最初の3日間(待期期間)についてはどうするのでしょうか。

労災保険から補償されないため会社が平均賃金の60%以上の休業補償を行うこととなります。通勤災害の場合は会社に責任がないため補償義務はありません。

休業補償を受けるためには次の3つの要件を満たす必要があります。

- ①業務上の負傷または疾病により療養していること
- ②その療養のため労働することが出来ないこと
- ③労働することが出来ないために賃金を受けないこと(賃金が出る場合は減額)

※ 平均賃金とは労働基準法第12条に基づく計算で、災害発生前3ヶ月間の賃金総額を総日数で除して算出します。

$$\text{① 平均賃金} = \frac{\text{災害発生日以前3ヶ月間に支払われた賃金の総額}}{\text{災害発生日以前3ヶ月間の総日数}}$$

日給制や時給制の場合は、出勤日数によって賃金が異なるため

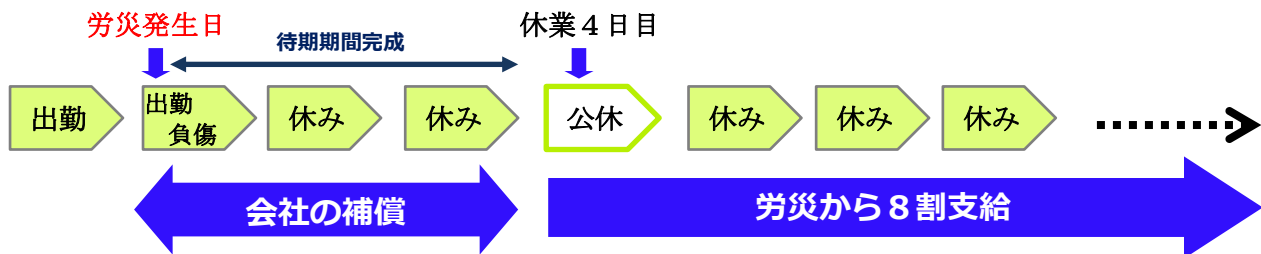
$$\text{② 平均賃金} = \frac{\text{災害発生日以前3ヶ月間に支払われた賃金の総額}}{\text{災害発生日以前3ヶ月間の出勤日数}} \times 60\%$$

①と②の両方の計算を行って比較し、賃金の高い方を平均賃金として取り扱います。

(例) 10月6日に負傷して休業した場合(毎月末日締め 翌月10日払いの場合)

7月(総日数31日)月給 30万円
8月(総日数31日)月給 30万円
9月(総日数30日)月給 32万円

$920,000 \text{円} \div 92 \text{日} = 10,000 \text{円}$ (平均賃金)
 $10,000 \text{円} \times 6 \text{割} = 6,000 \text{円}$
(1日の休業補償の額)



☐ケガをした当日は待期期間の3日間に含まれますか

- 所定労働時間中に負傷し、早退し受診した場合 ⇒ **事故当日**からカウント
- 終業時間まで業務を行って帰宅途中に受診し翌日から休業した場合 ⇒ **翌日**からカウント
- 残業中に負傷した場合 ⇒ **翌日**からカウント

☐待期期間の3日間に会社の休日が含まれる場合は

- 待期期間に含めます。
- 会社の公休日についても会社が休業補償を行う必要があります。この取り扱いはパートタイマーやアルバイトであっても同様です。

□一部労働した場合は

→ 平均賃金から実際に支払われた金額を控除した額の60%以上の休業補償を行います。
(平均賃金10,000の方が4時間勤務し、5,000円の賃金が支払われた場合)
 $(10,000円 - 5,000円) \times 60\% = 3,000円$ (1日の休業補償の額)

□従業員の過失による場合は

→ 本人の不注意で負傷し、会社に落ち度はなくても補償の義務があります。

待期期間の3日間について従業員本人からの請求により年次有給休暇扱いにしても問題はなりません。
この場合、休業補償が行われたものとして取り扱われます。なお、休業補償は非課税となります。

《筆者：小池》

お知らせ

- ◆ 平成28年10月1日より栃木県の最低賃金が時間額**775円**に改正されました。
- ◆ 平成28年夏期賞与のデータが算出されました。(当事務所顧客先の一部のデータです)

10人未満の事業所	45件分	平均額	253,830円
10~30人未満	39件分		234,597円
30人以上	13件分		223,342円

※賞与の支給が無い事業所も数多くあります。平均値の中には含まれておりません。

自然との共生



那須連邦「南月山」～「茶臼岳」

ここから見る茶臼岳は最高に綺麗です。自然の中を歩いていると頭の中が整理され、思考力が高まる感じがします。安らぎの一瞬です。



わたしのひとこと

労働基準局の均等室と企画室が一本化になり各企業の巡回方法も変わりました。目的は「政府が発している成長と分配の好循環の実現化」です。具体的には「働き方改革」の推進です。当事務所の顧問先にも既にこの項目で均等室の指導が何軒かありました。36協定等による労働時間の実態、有給休暇の取得促進、休日および休曜日数などが対象です。働き方・休み方を改善し、労働者の生活のゆとりと仕事のやる気を引き出すとのことです。この改善に要する政府の予算は10億円です。このばら撒きで効果が出るのでしょうか？日本はゆとり教育で過去大きな失敗を招きました。経営者にすれば経営の失敗は許されませんのでさらに慎重さが必要になるかと思えます。

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

